

支えないが、その場合には、子育て親子のニーズや利便性に十分配慮すること。

③ センター型

ア 事業内容

地域の子育て支援情報の収集、提供に努め、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として機能するとともに、子育て支援活動を行う団体等と連携しながら、地域に出向いた支援活動を展開する。

イ 実施場所

保育所等の児童福祉施設、小児科医院等の医療施設のほか、効果的・継続的な事業実施が可能な場所。

ウ 実施方法

(7) 原則として週5日以上、かつ1日5時間以上開設すること。

(1) 開設時間は、子育て親子が利用しやすい時間帯とするよう配慮すること。

(7) 育児、保育に関する相談指導等について相当の知識・経験を有する者であって、地域の子育て事情に精通した専任の者を2名以上配置すること。(非常勤職員でも可。)

エ 地域支援活動

①に定める基本事業の実施に加えて、地域全体で子育て環境の向上を図るため、関係機関や子育て支援活動を行っている団体等と連携し、以下の取組をすべて実施すること。

(7) 公民館、公園などの公共施設等に出向き、親子交流活動や子育てサークルへの援助等の地域支援活動を実施すること。

(1) 地域支援活動の中で、より重点的な支援が必要であると判断される場合は、関係機関と連携・協力のうえ、当該家庭へ訪問するなどの支援を実施すること。

オ 経過措置(小規模型指定施設)

(7) 内容

従来の地域子育て支援センター(小規模型指定施設)(以下「指定施設」という。)については、平成22年度において、評価の対象とする。

(1) 実施方法

a 原則として週5日以上、かつ1日5時間以上開設すること。

b 開設時間は、子育て親子が利用しやすい時間帯とするよう配慮すること。

c 育児、保育に関する相談指導等について相当の知識・経験を有する専任の者を1名以上配置すること。(非常勤職員でも可。)

d 次の(a)~(c)の取組のうち2つ以上実施すること。

(a) 育児不安等についての相談指導

来所、電話及び家庭訪問など事前予約制の相談指導、指定

施設内の交流スペースでの随時相談、公共的施設への出張相談など地域のニーズに応じた効果的な実施を工夫すること。

また、子育て親子の状況などに応じて適切な相談指導ができるよう実施計画を作成するとともに、定期又は随時の電話連絡などによりその家庭の状況などの把握に努め、児童虐待など指定施設単独での対応が困難な相談は、関係機関と連携を図り共通認識のもと適切な対応を図ること。

(b) 子育てサークルや子育てボランティアの育成・支援

子育てサークル及び子育てボランティアの育成のため、定期的に講習会などの企画、運営を行うこと。また、子育てサークル及び子育てボランティアの活動状況の把握に努め、効果的な活動ができるよう活動場所の提供、活動内容の支援に努めること。

(c) 地域の保育資源の情報提供、地域の保育資源との連携・協力体制の構築

ベビーシッターなど地域の保育資源の活動状況を把握し、子育て親子に対して様々な保育サービスに関する適切な情報の提供、紹介などを行うこと。また、地域の保育資源及び市町村と定期的に連絡を取り合うなど、連携・協力体制の確立に努めること。

(ウ) 保健相談

(イ)のd(a)の取組に加えて、実施可能な指定施設は、子育て親子の疾病の予防、健康の増進を図るため、看護師又は保健師等による保健相談を実施することとし、この場合において、週3回程度実施する場合には、別途評価の対象とする。

④ 児童館型

ア 事業内容

民営の児童館、児童センターにおいて、学齢期の子どもが来館する前の時間等を利用して、子育て親子の交流活動など、つどいの場を提供する。

イ 実施場所

(7) 児童館、児童センターにおける既設の遊戯室、相談室等であって、子育て親子が交流し、集う場として適した場所。

(1) 概ね10組の子育て親子が一度に利用しても差し支えない程度の広さを確保すること。

ウ 実施方法

(7) 原則として週3日以上、かつ1日3時間以上開設すること。(ただし、夏休み等の長期休暇期間については、一般児童の利用も考慮して弾力的な運営を行って差し支えない。)

(1) 子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育ての知識

と経験を有する専任の者（以下「担当者」という。）を1名以上配置すること。（非常勤職員でも可。）

(ウ) 児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第38条に規定する児童の遊びを指導する者は、担当者をサポートして子育て親子に対する援助に協力すること。

(I) 授乳コーナー、流し台、ベビーベッド、遊具その他乳幼児を連れて利用しても支障が生じないような設備を有すること。

エ 地域の子育て力を高める取組

①に定める基本事業に加えて、地域の子育て力を高めることを目的として、中・高校生や大学生等ボランティアの日常的な受入・養成を行う取組を実施する場合について、別途評価の対象とする。

⑤ 費用

事業を実施するために必要な経費の一部を保護者から徴収できるものとする。

⑥ 留意事項

ア 事業に従事する者（学生等ボランティアを含む。）は、子育て親子への対応に十分配慮するとともに、その業務を行うに当たって知り得た個人情報について、業務遂行以外に用いてはならないこと。

イ 実施主体（委託先を含む。）は、事業に従事する者の各種研修会、セミナー等への積極的な参加に努め、事業に従事する者の資質、技能等の向上を図ること。

ウ 近隣地域の地域子育て支援拠点は、互いに連携・協力し、情報の交換・共有を行うよう努めるとともに、保育所、福祉事務所、児童相談所、保健所、児童委員（主任児童委員）、医療機関等と連携を密にし、効果的かつ積極的に実施するよう努めること。

(6) 一時預かり事業

① 事業の種類及び内容

家庭において一時的に保育を受けることが困難になった乳幼児について、保育所その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業。

ア 保育所型（児童福祉法第6条の2第7項に規定される事業）

(7) 実施場所

保育所で実施するものとする。

(1) 実施方法

児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）（以下「規則」という。）第36条の35各号に定める設備及び人員に関する基準等を遵守すること。

イ 地域密着型（児童福祉法第6条の2第7項に規定される事業）

(7) 実施場所

地域子育て支援拠点や駅周辺等利便性の高い場所などで実施する

2 交付要綱の3の(2)其他事業のうち、次に掲げる要件を備える取組内容であるものについて評価し、別表(評価に対する基準点数表)の評価2に定める基準点数を交付金算定の基礎とする。

(1) へき地保育の推進

① 趣旨

交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、開拓地、離島等のへき地における保育を要する児童に対し、必要な保護を行ない、もってこれらの児童の福祉の増進を図ることを目的とすること。

② 実施要件

ア へき地保育所の定義

児童福祉法第39条に規定する保育所を設置することが著しく困難であると認められる地域に設置される児童を保育するための施設であ

ものとする。

(4) 実施方法

規則第36条の35各号に定める設備及び人員に関する基準等を遵守すること。

ウ 地域密着Ⅱ型(児童福祉法第6条の2第7項の規定に準じた事業)

(7) 実施場所

地域子育て支援拠点や駅周辺等利便性の高い場所などで実施するものとする。

(1) 実施方法

a 規則第36条の35第1号、第4号の規定に準じ、適切な保育環境を整備するよう努めること。

b 規則第36条の35第2号の規定に準じ、乳幼児の年齢及び人数に応じて当該乳幼児の処遇を行う者(以下「担当者」という。)を配置すること。

担当者の数は2名を下ることはできないこと。

担当者のうち、保育について経験豊富な保育士を1名以上配置すること。

c 規則第36条の35第3号の規定に準じ、保育所保育指針(平成20年厚生労働省告示第141号)に定める保育内容を参考とすること。

(ウ) 研修

保育士資格を有していない担当者の配置は、2の(3)に定める次世代育成支援人材養成事業など、市町村が実施する研修を受講・修了することを要件とする。

② 保護者負担

本事業の実施に必要な経費の一部を保護者負担とすることができること。

2 (略)

(1) へき地保育

① (略)

② (略)

って、市町村長が②のウ及びエの基準に適合すると認め指定したものをいう。

イ 入所決定

へき地保育所への入所の決定は、市町村長がその地域内における保育を要する児童又は、特に必要があるときはその他の児童につき、行なうものとする。

ウ 設置基準

(7) 設置主体

へき地保育所の設置主体は、市町村とする。

(イ) 設置場所

へき地保育所を設置する場所は、次のいずれかでなければならない。

a へき地教育振興法（昭和29年法律第143号）第5条の2の規定によるへき地手当（以下「へき地手当」という。）の支給の指定を受けているへき地学校の通学区域内であること。

b 一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第13条の2第1項又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第2項の規定による特地勤務手当（以下「特地勤務手当」という。）の支給の指定を受けている国又は地方公共団体の公官署の4キロメートル以内にあること。

c へき地手当又は特地勤務手当の支給の指定を受けることとなる地域内にあること。

d aからcまでのいずれかに準ずるものとして市町村長が認める地域内にあること。

エ 設備及び運営の基準

へき地保育所の設備及び運営については、次に掲げる基準によるもののほか、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）の精神を尊重して行なうものとする。

(7) 1日当たり平均入所児童数が10人以上いること。

ただし、10人を下回っても、2年間は経過的に対象となること。

なお、1日当たりの平均入所児童数とは、年間延べ利用児童数を年間開所日数で除して得た数とすること。

(イ) 公民館、学校、集会所、共同作業所、婦人ホーム、寺院等の既設建物の一部を用いてへき地保育所を設置する場合には、その設備をそのへき地保育所のために常時使用することができるものでなければならないこと。

(ウ) 保育室、便所及び屋外遊戯場（その附近にあるこれにかわるべき場を含む。）その他必要な設備を設け、それらの規模は適正な保育ができるように定めること。

(エ) 必要な医療器具、医薬品、ほう帯材料等を備えるほか、必要に応

じて楽器、黒板、机、椅子、積木、絵本、砂場、すべり台、ぶらんこ等を備えること。

(オ) 保育士を2人以上置くこと。

ただし、所定の資格を有する者がいない等やむを得ない事情があるときは、うち1人に限り児童の保育に熱意を有し、かつ、心身ともに健全な者をもってこれに代えることができること。

(カ) 保育時間、保育の内容、保護者との連絡方法等については入所児童が健やかに育成されるようその地方の実情に応じて定めること。

(2) 家庭支援推進保育の推進

① 趣旨

日常生活における基本的な習慣や態度のかん養等について、家庭環境に対する配慮など保育を行う上で特に配慮が必要とされる児童が多数入所している保育所に対し、保育士の加配を行うことにより入所児童の処遇の向上を図ることを目的とする。

② 実施要件

本事業の対象となる保育所は、次のア～エの要件を満たすものであること。

ア 対象児童

日常生活における基本的な習慣や態度のかん養等について、家庭環境に対する配慮など保育を行う上で特に配慮が必要とされる保育所入所児童

イ 受け入れ状況

②のアに該当する児童が入所児童の40%以上であること。

なお、②のアに該当する児童であるかについては、市町村が児童の状況や家庭環境について保育所長等の意見を参考としながら、総合的な観点から判断すること。

ウ 保育士の配置

対象保育所に対し、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第33条第2項及びその他の補助金等の配置基準に規定する職員ほか本事業の実施のために必要な保育士を配置すること。

エ ②のウにより配置された保育士は、②のアに該当する児童に対する指導計画を作成し、計画的に保育に当たるとともに、定期的に家庭訪問をするなど家庭に対する指導を行うこと。

(3) 次世代育成支援人材養成事業

① 趣旨

核家族化等により子育てに不安を持つ世帯の増加や地域・家族における子育て力の低下が認められることから、子育て支援サービスの充実を図っていく必要がある中、地域力を活用した子育て支援の充実は重要で

(2) 家庭支援推進保育

① (略)

② (略)

(3) 次世代育成支援人材養成事業

① (略)

あり、それを支える質の確保された人材の養成研修を行う。

② 事業内容等

次のア及びイのいずれか又は両方実施した場合にポイント算定対象とする。

ア 地域の様々な次世代育成支援の取組を把握し、親の子育てを支援するコーディネーター的役割を果たす者の養成

(ア) 子育て中の親のニーズの多様化と支援の意義

(イ) 子育て支援に関わる各施設との連携のあり方

(ウ) リスクマネジメント（虐待対応（つなぎ）など）

などを中心として、コーディネーターとして必要な理解や知識などを得るための研修を行う。

イ 地域で行われる子育て支援事業に参画する者の養成

(ア) 地域における子育て支援の必要性への理解

(イ) 保育の理解と援助

などを中心として、子育て支援に関する基本的な理解や知識などを得るための研修を行う。

(子育て支援事業の例)

地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業など

(4) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

① 趣旨

市町村において、子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）（以下「地域ネットワーク」という。）の要保護児童対策調整機関（以下「調整機関」という。）の職員や地域ネットワークを構成する関係機関等（以下「地域ネットワーク構成員」という。）の専門性強化を図るとともに、地域ネットワークと訪問事業が連携を図り、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に資することを目的とする。

② 基本事業

ア 職員の配置

調整機関に、職員（非常勤職員等を含む。）を配置すること。

なお、配置する職員（非常勤職員等を含む。）は、調整機関が行う業務に影響のない範囲内において兼務職員であっても差し支えないが、母子、保育、障害児等を含む児童福祉分野の業務に従事する者とする。

イ 取組内容

アの職員の専門性の向上のため、次の取組を行う。

a 配置職員が児童福祉司の任用資格を満たしていない場合

次の「児童福祉司任用資格取得のための研修（講習会）」を受講

② 事業内容等

次のア及びイのいずれか又は両方を実施した場合に評価の対象とする。

ア (略)

イ (略)

(4) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

① 趣旨

市町村において、子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）（以下「地域ネットワーク」という。）の要保護児童対策調整機関（以下「調整機関」という。）の職員や地域ネットワークを構成する関係機関等（以下「地域ネットワーク構成員」という。）の専門性強化及び地域ネットワーク構成員の連携強化を図るとともに、地域ネットワークと訪問事業が連携を図り、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に資することを目的とする。

② 実施要件

調整機関に、職員（非常勤職員等を含む。）を配置すること。

なお、配置する職員は、調整機関が行う業務に影響のない範囲内において兼務職員であっても差し支えないが、母子、保育、障害児等を含む児童福祉分野の業務に従事する者とする。

③ 基本事業

次のア及びイのいずれか又は両方を実施した場合に、それぞれ評価の対象とする。

ア 調整機関職員の専門性強化

②の職員の専門性向上のため、次の取組を行う。

(7) 配置職員が児童福祉司の任用資格を満たしていない場合

次の「児童福祉司任用資格取得のための研修（講習会）」を受講

させる。

- ・ 児童福祉法第13条第2項第1号の厚生労働大臣が指定する講習会（社会福祉法人全国社会福祉協議会中央福祉学院が実施する「児童福祉司資格認定通信課程」）
- ・ 児童福祉法施行規則第6条第6号から第10号及び同条第13号に規定する厚生労働大臣が定める講習会（都道府県が実施する「児童福祉司任用資格取得のための研修（講習会）」）
- b 配置職員が児童福祉司の任用資格を満たしている場合
更に児童虐待への専門性を向上させるため、次の研修を受講させる。
 - ・ 子どもの虹情報研修センター（日本虐待・思春期問題情報研修センター）が実施する研修
 - ・ 都道府県や研修機関等が実施する児童虐待対応研修

③ 付加的事業

②の基本事業を実施することを要件に、次のア～ウについて事業を実施する場合、それぞれポイント算定の対象とする。

- ア 地域ネットワーク構成員の専門性向上を図る取組
地域ネットワーク構成員の専門性向上のため、学識経験者等の専門家を招へいし、児童虐待対応についての共有認識と運営手法についての研修会・講習会などを開催する取組や、個別ケースについての具体的な支援方法及び進行管理等についての助言・指導を受ける取組。
- イ 地域ネットワークと訪問事業との連携を図る取組
地域ネットワークの調整機関が養育支援訪問事業の中核機関となり、必要に応じて行う地域ネットワークによる支援内容の協議の結果に基づき、養育支援訪問事業の実施のための進行管理やその他の支援に係る連絡調整を行う取組や、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）又は母子保健法に基づく訪問事業等により把握された支援対象者の中で、特に地域ネットワークによるケース対応が必要な家庭に対して、地域ネットワークは訪問者と協力して支援を行う取組。
- ウ 地域住民への周知を図る取組

させる。

- a 児童福祉法第13条第2項第1号の厚生労働大臣が指定する講習会（社会福祉法人全国社会福祉協議会中央福祉学院が実施する「児童福祉司資格認定通信課程」）
- b 児童福祉法施行規則第6条第6号から第10号及び同条第13号に規定する厚生労働大臣が定める講習会（都道府県が実施する「児童福祉司任用資格取得のための研修（講習会）」）
- (1) 配置職員が児童福祉司の任用資格を満たしている場合
更に児童虐待への専門性を向上させるため、次の研修を受講させる。
 - a 子どもの虹情報研修センター（日本虐待・思春期問題情報研修センター）が実施する研修
 - b 都道府県や研修機関等が実施する児童虐待対応研修
- イ 地域ネットワーク構成員の連携強化
地域ネットワーク構成員の連携強化を図るため、次の(7)及び(1)のいずれか又は両方の取組を行う。
 - (7) インターネット会議システムの導入等により、地域ネットワーク構成員による緊急受理会議や個別ケース検討会議等を適時、適切に行い、その時々子ども等の状況に応じた支援内容等について、迅速かつ適切に協議、判断するための取組。
 - (1) ケース記録や進行管理台帳の電子化等により、要保護児童等について、地域ネットワーク構成員における情報共有、事実確認、情報収集等を迅速かつ適切に行うための取組。

④ 付加的事業

③のア又はイの基本事業を実施することを要件に、次のア～ウについて事業を実施する場合、それぞれ評価の対象とする。

- ア (略)
- イ (略)
- ウ (略)

地域ネットワーク活動や訪問事業活動についての地域住民への周知を図るため、地域の子育て支援関係者や関係機関等を対象として、講演会やシンポジウムの開催を行い、地域ネットワーク活動や訪問事業活動についての情報発信を行う取組やマニュアル、援助事例集、又は社会資源名簿（社会資源集）を作成・配布し、周知を図る取組。

(5) 子育て支援ネットワーク事業

① 趣旨

子育て世代に幅広く普及している携帯サイトなどを活用し、子育て支援に関する地域住民参加型の情報ネットワークを構築・運用することで、子育てについての情報不足、相談相手の不在などによる子育てのしづらさの改善を図る。

② 事業内容

次のア～ウのいずれかを実施した場合に評価の対象とする。

ア 情報配信領域の構築・運用

希望する保護者に対して、子育て支援に関する情報をメール配信等することにより、情報不足の改善を図る取組。

イ 情報共有領域の構築・運用

子育てに関する悩み相談や保護者同士の情報交換を電子掲示板等により実施することで、相談相手不在の解消や交流の促進を図る取組。

ウ 個人情報領域の構築・運用

子どもの成育歴や既往症等の基本情報について、保護者が個人情報領域に記録・保存しておくことで、子育て支援サービス等の円滑な利用に活用する取組。（ただし、情報の公開は保護者の同意に基づく場合に限る。）

(6) 子どもの事故予防強化事業

① 趣旨

子ども（特に乳幼児）の事故（お風呂場で溺死する事故、階段等からの転落事故など）の大部分については予防可能なことから、保護者等に対する意識啓発を行うことで子どもの事故の予防強化を図る。

② 事業内容

次のア又は両方（ア及びイ）を実施した場合に評価の対象とする。

ア 基本分（事業実施担当者の配置等）

子どもの事故予防のためのパンフレット等を両親学級や、1歳6か月児・3歳児健診などの集団健診などの場において、事業実施担当者（市町村が適切と認めた者）が配布し、かつ説明するなど、保護者等に対する意識の啓発をきめ細かく行う。

（事業実施担当者の例）

母子保健推進員、愛育班員など

- 3 交付要綱の3の(2)その他の事業については、次に掲げる要件を備える計画である場合は評価をし、別表(評価に対する基準点数表)の評価3に定める基準点数を交付金算定の基礎とする。ただし、市及び福祉事務所を設置する町村において、平成21年度に要保護児童対策地域協議会(虐待防止ネットワークを含む。)が設置されていない場合には、次に掲げる要件を備える事業に要するすべての経費について、交付の対象としない。
- (1) 地域の特性や創意工夫を活かした子育て支援サービスの提供等を行うための取組が事業計画に記載されている。
- (2) 以下に掲げる7つの取組のうち3つ以上取り組む場合又は総務省が実施する「頑張る地方応援プログラム」において策定するプロジェクトで以下に掲げる7つの取組のいずれかを実施する場合、基準点数表の評価3に定める基準点数について加算する。
- ① 安心して子どもを生み育てることができる社会について地域住民や関係者が参加して共に考える機会の提供
子育てや子育て支援に関する各種のフォーラム、ワークショップの開催や子ども参加型のイベントを実施し、子どもと大人が交流し会える機会の提供などにより、子どもを生み、育てることを社会全体で応援する意識の醸成を図る取組
- ② 老若男女の地域住民の主体的な子育て支援活動、交流促進
地域の高齢者や子育て中の男性、中・高校生などを含め、老若男女の地域住民が子育て支援活動に主体的に関われるようにし、多世代の交流を促進するため、保育所、児童館、自治会等で地域に開かれた各種子育てに関する行事等を開催するなどの取組
- ③ 要保護児童対策地域協議会(虐待防止ネットワークを除く。)の設置運営
地域における保健・医療・福祉の行政機関、教育委員会、警察、弁護士、ボランティア団体等の関係機関等から構成する要保護児童対策地域協議会(虐待防止ネットワークを除く。)を設置し、定期的な連絡検討会議の開催など関係機関が連携しながら、地域における児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応及び保護・支援・アフターケアを図るための連携した活動を実施する取組
- ④ 子どもたち本人からの電話相談等への対応
児童虐待やいじめ等で思い悩む子ども達に対し、NPO法人等の民間団体と連携し、子どもたち本人からの電話相談等への対応を行う取組

イ 加算分(事故予防検討会の開催)

意識啓発のための方策やパンフレット内容等を検討するために事故予防検討会を開催する。

- 3 交付要綱の3の(2)その他の事業については、次に掲げる要件を備える計画である場合は評価をし、別表(評価に対する基準点数表)の評価3に定める基準点数を交付金算定の基礎とする。ただし、市及び福祉事務所を設置する町村において、平成22年度に要保護児童対策地域協議会(虐待防止ネットワークを含む。)が設置されていない場合には、次に掲げる要件を備える事業に要するすべての経費について、交付の対象としない。
- (1) (略)
- (2) 以下に掲げる8つの取組のうち3つ以上取り組む場合又は総務省が実施する「頑張る地方応援プログラム」において策定するプロジェクトで以下に掲げる8つの取組のいずれかを実施する場合、基準点数表の評価3に定める基準点数について加算する。
- ① (略)
- ② 老若男女の地域住民の主体的な子育て支援活動、交流促進
地域の高齢者や子育て中の男性、中・高校生などを含め、老若男女の地域住民が子育て支援活動に主体的に関われるようにし、乳幼児とのふれあいをはじめ多世代の交流を促進するため、保育所、児童館、自治会等で地域に開かれた各種子育てに関する行事等を開催するなどの取組
- ③ (略)
- ④ (略)

⑤ 食育の推進

子どもの健やかな食習慣を培い、豊かな人間性を育むため、食育推進連絡会を設置するなど保健センター、保育所、学校等関係機関の連携による取組

⑥ 家庭内等における子どもの事故防止対策の推進

乳幼児が家庭の浴槽で溺死する事故なども多いことから、家庭内における子どもの事故防止のための取組

⑦ 思春期保健対策等の推進

住民に身近な市町村において、地域の実情に応じた妊娠、出産、育児、母子の栄養、思春期等に関する各種母子保健事業を効果的・効率的に実施することにより、地域ぐるみで、健やかに子どもを生き育てるための施策を自主的に進めることを目的とした取組

⑤ 食育の推進

子どもの健やかな食習慣を培い、豊かな人間性を育むため、親子で参加する食事に関する講習会(食事セミナー)の開催や保健センター、保育所、学校等関係機関の連携による食育推進連絡会の設置などの取組

⑥ 思春期保健対策等の推進
(略)

⑦ 中・高校生の居場所づくりの推進

中・高校生の関心が高いパソコン、音楽機材、スポーツ等に関する講習会や交流会を実施するなど、地域に中・高校生の健全な居場所を確保するための取組

⑧ 巡回児童館活動等の推進

児童館職員が児童館から離れた地域や児童館のない地域に定期的に出向き、子どもへの遊びの指導や保護者への子育てに関する相談等を実施するなど、児童館不在地域における子どもの健全育成を図るための取組

平成21年度

【別表】

評価に対する基準点数表

【特定事業】

評価1	基準点数
○乳児家庭全戸訪問事業(ごんには赤ちゃん事業)	
支援が必要な家庭に対して、次の①及び②の対応をいずれも実施している市町村	
(1) ①ケース対応会議の開催 ②養育支援訪問事業のうち、以下に掲げる援助をいずれも実施 ○育児・家事援助 ○専門的相談支援	乳児家庭全戸訪問事業による家庭訪問数 - (全戸訪問事業の対象となる全家庭数 × 20%) 0.04 ポイント
(2) (1)以外の市町村	乳児家庭全戸訪問事業による家庭訪問数 - (全戸訪問事業の対象となる全家庭数 × 20%) 0.03 ポイント
○養育支援訪問事業	
① 育児・家事援助	0.03ポイント
② 専門的相談支援	0.04ポイント
③ 分娩に関わった産科医療機関の助産師等による訪問支援	0.05ポイント
○ファミリー・サポート・センター事業	
① 基本事業(会員数)	
- 100人未満～299人	1.00ポイント
- 300人～599人	1.40ポイント
- 600人～899人	2.00ポイント
- 1,000人～1,499人	4.00ポイント
- 1,500人～1,999人	8.00ポイント
- 2,000人～2,999人	8.00ポイント
- 3,000人以上	10.00ポイント
② 事前の録音備前数	
- 100件以上	5.00ポイント
- 100件未満	5.00ポイント (加算)
③ 預託預かりの要請(兄弟姉妹を除く)	
- 50件	9.00ポイント
- 60件～119件	12.00ポイント
- 120件～199件	18.00ポイント
- 200件～299件	28.00ポイント
- 300件～399件	38.00ポイント
- 400件～599件	52.00ポイント
- 600件以上	72.00ポイント
- 近隣市町村委員受入	5.00ポイント
- 初年度住居費	2.00ポイント
④ ひより児童館等のファミリー・サポート・センター(育児・介護の預かり等を含む)の利用支援	
- 利用支援 等	2.00ポイント 1市町村あたり
○子育て短期支援事業	
① ショートステイ事業の実施	
- 2歳未満児、慣性尿漏児	4.30ポイント
- 2歳以上児	2.35ポイント
- 緊急一時保護	0.90ポイント
② トライラストライ事業の実施	
- 基本分	0.45ポイント
- 復旧分	0.45ポイント
- 休日サービス	1.00ポイント
- 児童の退院の実施	0.30ポイント
○延長保育促進事業	
① 延長時間	
- 30分	1.5ポイント
- 1時間	7.0ポイント
- 2～3時間	11.0ポイント
- 4～5時間	23.0ポイント
- 6時間以上	27.0ポイント
② 基本分	29.0ポイント (加算)

平成22年度

【別表】

評価に対する基準点数表

【特定事業】

評価1	基準点数
○乳児家庭全戸訪問事業(ごんには赤ちゃん事業)	
支援が必要な家庭に対して、次の①及び②の対応をいずれも実施している市町村	
(1) ①ケース対応会議の開催 ②養育支援訪問事業のうち、以下に掲げる援助をいずれも実施 ○育児・家事援助 ○専門的相談支援	乳児家庭全戸訪問事業による家庭訪問数 - (全戸訪問事業の対象となる全家庭数 × 20%) 0.04 ポイント
(2) (1)以外の市町村	乳児家庭全戸訪問事業による家庭訪問数 - (全戸訪問事業の対象となる全家庭数 × 20%) 0.03 ポイント
○養育支援訪問事業	
① 育児・家事援助	0.03ポイント
② 専門的相談支援	0.04ポイント
③ 分娩に関わった産科医療機関の助産師等による訪問支援	0.05ポイント
○ファミリー・サポート・センター事業	
① 基本事業(会員数)	
- 100人未満～299人	1.00ポイント
- 300人～599人	1.40ポイント
- 600人～899人	2.00ポイント
- 1,000人～1,499人	4.00ポイント
- 1,500人～1,999人	8.00ポイント
- 2,000人～2,999人	8.00ポイント
- 3,000人以上	10.00ポイント
② 事前の録音備前数	
- 100件以上	5.00ポイント
- 100件未満	5.00ポイント (加算)
③ 預託預かりの要請(兄弟姉妹を除く)	
- 50件	9.00ポイント
- 60件～119件	12.00ポイント
- 120件～199件	19.00ポイント
- 200件～299件	28.00ポイント
- 300件～399件	38.00ポイント
- 400件～599件	52.00ポイント
- 600件以上	72.00ポイント
- 近隣市町村委員受入	5.00ポイント
- 初年度住居費	2.00ポイント
④ ひより児童館等のファミリー・サポート・センター(育児・介護の預かり等を含む)の利用支援	
- 利用支援 等	2.00ポイント 1市町村あたり
○子育て短期支援事業	
① ショートステイ事業の実施	
- 2歳未満児、慣性尿漏児	4.30ポイント
- 2歳以上児	2.35ポイント
- 緊急一時保護	0.90ポイント
② トライラストライ事業の実施	
- 基本分	0.45ポイント
- 復旧分	0.45ポイント
- 休日サービス	1.00ポイント
- 児童の退院の実施	0.30ポイント

平成21年度

平成22年度

【特定事業(続き)】

	基準点数	
評価1		
○地域子育て支援拠点事業		
①ひろば型		
基本分		
・3～4日間所	17.8ポイント	} 1か所あたり
・3～4日間所(機能拡充あり)	23.9ポイント	
・5日間所	21.8ポイント	
・6日間所(機能拡充あり)	26.5ポイント	
・6～7日間所	28.6ポイント	
・6～7日間所(機能拡充あり)	39.0ポイント	
加算分		
・出張ひろばの開催	6.7ポイント	} 1か所あたり
・地域の子育て力を高める取組(1等取組)	2.2ポイント	
・地域の子育て力を高める取組(2等取組)	3.0ポイント	
・地域の子育て力を高める取組(3等取組)	3.7ポイント	
・地域の子育て力を高める取組(4等取組)	4.8ポイント	
②センター型		
基本分		
・5日間所	37.0ポイント	} 1か所あたり
・6～7日間所	38.0ポイント	
経過措置(小規模型指定施設)		
・基本分	12.8ポイント	} 1か所あたり
・加算分(施設相違等)	9.8ポイント	
③児童館型		
基本分	6.4ポイント	} 1か所あたり
加算分(地域の子育て力を高める取組)	2.2ポイント	
○一時預かり事業		
①保育所型 施設開設型(年間総べ利用児童数)		
・25人以上～300人未満	2.6ポイント	} 1か所あたり
・300人以上～800人未満	7.8ポイント	
・800人以上～1,800人未満	14.2ポイント	
・1,800人以上～2,100人未満	20.5ポイント	
・2,100人以上～2,700人未満	23.8ポイント	
・2,700人以上～3,300人未満	33.1ポイント	
・3,300人以上～3,800人未満	38.4ポイント	
・3,800人以上	45.7ポイント	
②施設開設II型(年間総べ利用児童数)		
・25人以上～300人未満	2.4ポイント	} 1か所あたり
・300人以上～800人未満	7.1ポイント	
・800人以上～1,800人未満	12.8ポイント	
・1,800人以上～2,100人未満	18.4ポイント	
・2,100人以上～2,700人未満	24.1ポイント	
・2,700人以上～3,300人未満	28.8ポイント	
・3,300人以上～3,800人未満	35.4ポイント	
・3,800人以上	41.1ポイント	

平成21年度

【その他の事業】

	基準点数	
評価2		
○へき地保育所	20.0ポイント	1か所あたり
○家庭支援推進保育事業	19.0ポイント	1か所あたり
○次世代育成支援人材養成事業		
・コーディネーター養成研修	3ポイント	1市町村あたり
・スタッフ養成研修	3ポイント	1市町村あたり
	※両方実施の場合は5ポイント	
○子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業		
① 基本事業		
・児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会)の受講	0.4ポイント	1人あたり
・更に児童虐待への専門性を向上させるための研修の受講	0.4ポイント	
② 付加的事業		
・地域ネットワーク構成員の専門性向上を図る取組	3.3ポイント	1市町村あたり
・地域ネットワークと訪問事業との連携を図る取組	3.6ポイント	
・地域住民への周知を図る取組	3.2ポイント	
評価3		
●その他、創意工夫のある取組について		
児童人口3,000人未満	3ポイント	「交付金算定の評価基準」の3の(2)に掲げる7事業のうち3事業以上を実施する場合又は経路省が実施する「継続的」地方応援プログラムにおいて規定するプロジェクトで7事業のいずれかを実施する場合に加算
児童人口3,000人以上～1万人未満	1,000人 当該児童人口 ポイント	
児童人口1万人以上	10P+ 当該児童人口-10,000人 1,500人 ポイント	

平成22年度

【その他の事業】

	基準点数	
評価2		
○へき地保育所	20.0ポイント	1か所あたり
○家庭支援推進保育事業	19.0ポイント	1か所あたり
○次世代育成支援人材養成事業		
・コーディネーター養成研修	3ポイント	1市町村あたり
・スタッフ養成研修	3ポイント	1市町村あたり
	※両方実施の場合は5ポイント	
○子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業		
① 基本事業		
・児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会)の受講	0.4ポイント	1人あたり
・更に児童虐待への専門性を向上させるための研修の受講	0.4ポイント	
・ネットワーク関係機関の連携強化を図るための取組	15.0ポイント	1市町村あたり
② 付加的事業		
・地域ネットワーク構成員の専門性向上を図る取組	3.3ポイント	1市町村あたり
・地域ネットワークと訪問事業との連携を図る取組	3.6ポイント	
・地域住民への周知を図る取組	3.2ポイント	
○子育て支援ネットワーク事業		
	13.5ポイント	1市町村あたり
○子どもの事故予防強化事業		
① 基本分(事業実施担当者の配置等)		
児童人口3,000人未満	3.0ポイント	1市町村あたり
児童人口3,000人以上～1万人未満	5.0ポイント	
児童人口1万人以上	8.0ポイント	
② 加算分(事故予防検討会の開催)		
	1.0ポイント	
評価3		
●その他、創意工夫のある取組について		
児童人口3,000人未満	3ポイント	「交付金算定の評価基準」の3の(2)に掲げる7事業のうち3事業以上を実施する場合又は経路省が実施する「継続的」地方応援プログラムにおいて規定するプロジェクトで7事業のいずれかを実施する場合に加算
児童人口3,000人以上～1万人未満	1,000人 当該児童人口 ポイント	
児童人口1万人以上	10P+ 当該児童人口-10,000人 1,500人 ポイント	

